

県庁舎新館屋上ヘリポート消火設備泡消火薬剤入替業務仕様書

この仕様書は、大分県（以下「甲」という。）が委託する「県庁舎新館屋上ヘリポート消火設備泡消火薬剤入替業務」を実施するための仕様を示すものである。受託者（以下「乙」という。）は、本仕様書、会計規則及び関係法令を遵守し、委託業務を誠実に行わなければならない。

1. 業 務 名 県庁舎新館屋上ヘリポート消火設備泡消火薬剤入替業務
2. 業務場所 県庁舎新館 大分市大手町3丁目
3. 業務内容 県庁舎新館屋上ヘリポートに設置しているヘリポート用消火設備内の泡消火薬剤の入替に係る下記業務を行う。
 - ・ 泡原液タンクからP F O S 含有泡消火薬剤の抜き取りを行うこと。
 - ・ 泡消火設備配管内のP F O S 含有水溶液の抜き取りを行うこと。
 - ・ 泡原液タンク及び泡消火設備配管内の洗浄を行うこと。
 - ・ 抜取及び洗浄を行った泡原液タンクにP F O S ・ P F O A 非含有泡消火薬剤の充填を行うこと（充填用の泡消火薬剤は、既設フォームヘッド（ヤマトプロテック（株）製 型式記号：Y L H - 3 5 N）適合品とすること。）。
 - ・ 抜き取った既存泡消火薬剤及び泡消火設備配管内水溶液、並びに上記作業にて発生する産業廃棄物（P F O S 含有廃棄物を含む）の廃棄容器への封入を行うこと。ただし、廃棄容器は下記基準に従って適正に処理すること。
（廃棄容器封入基準）
 - ・ 廃棄容器は、外観に付着物や腐食が無いこと。
 - ・ 廃棄容器への封入にあたっては、内容量が適正（排出口から 10 c m 以上空ける）であること。
 - ・ 廃棄容器は、蓋がしっかりとされ、漏れが無いこと。
 - ・ 廃棄容器の側面には、廃棄物名称を表示すること。
 - ・ 関係法令手続きを行うこと。
 - ・ その他当該業務を履行するにあたり必要な業務を行うこと。

【設計内容】

名称	規格	単位	数量
泡消火薬剤	水成膜泡 3 %（PFOS・PFOA 非含有）	L	300
廃液用ポリ缶	排出廃液は洗浄廃液を含め 800L を想定	式	1
廃液抜取作業費	泡原液タンク・配管内の洗浄含む	式	1
混合器	YVHE-A2000	台	1
同上取替配管作業費		式	1
新規泡原液充填費		式	1
養生雑費		式	1
場内運搬作業費		式	1
消耗品雑材料費		式	1
調整試験費		式	1
トラックチャーター費	納品分	式	1
運搬交通費		式	1
諸経費	法定福利費含む	式	1

【泡原液タンク型式等】

型式番号：YVPT-300 製造：ヤマトプロテック株式会社

【既存泡消火薬剤型式等】

型式番号：泡第 51～7 号 商品名：ライトウォーターFC-3031 水成膜泡 6 %

4. 提出書類
- | | |
|----------------------------------|-------|
| ・業務代理人選任通知書（任意様式） | 1 部 |
| ・業務実施計画表（任意様式） | 1 部 |
| ・業務完了通知書、業務報告書（任意様式） | 各 1 部 |
| ※業務報告書には業務写真（履行前、履行中、完成）を添付すること。 | |
| ・消防用設備等設置届出書等 | 1 部 |
5. 履行期間 契約締結日から令和 8 年 1 月 30 日まで
6. その他
- (1) 現地確認等は、事前にその予定を甲に連絡すること。
- (2) 業務の履行にあたっては、労働安全衛生法、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律、消防法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等その他関係法令を遵守し、必要な措置を講じ、安全管理に留意すること。
- 特に、当該消火設備内の泡消火薬剤は P F O S が含有しているため、廃液が下水道等に流入しないよう留意するとともに、飛散、漏洩の無いよう措置を講ずること。
- (3) 撤去品の廃材等については、「P F O S 及び P F O A 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項（環境省）」その他関連する法令等を遵守するとともに、乙の責任において適切に廃棄容器へ封入すること。
- (4) 泡消火薬剤等の抜取や消火設備の洗浄、泡消火薬剤の充填を実施する日時等については、甲と事前に協議すること。
- (5) 県庁舎新館地下駐車場の利用停止を伴わない履行方法とし、県庁舎新館地下駐車場の運営に支障を来さないよう配慮すること。
- (6) 業務の履行に伴い車室の閉鎖や車路の変更等が生じるなど、利用形態に変更が生じる場合は、甲と協議のうえ実施すること。
- (7) 作業実施時は安全に十分留意し、場内の安全性が損なわれる場合には警備員を配置する等の措置を講じること。
- (8) 既存設備や施設に損傷を及ぼした場合は、乙の責任において現状に復旧すること。
- (9) 業務を履行するにあたり、必要な諸経費はすべて乙が負担すること。ただし、業務に必要な電力及び水道料金は甲の負担とする。
- (10) 「大分県暴力団排除条例」に記載されている事項を遵守すること。
- (11) 契約に関する書類及び報告書等に関する書類の作成にあたっては、鉛筆や消せるボールペン等の修正・訂正できる文房具は使用しないこと。
- (12) 本仕様書に定めるもののほか、この契約について必要な事項は、協議のうえ決定するものとする。